入間市いじめ防止基本方針

平成２７年４月

入　間　市

入間市教育委員会

目　次

**第１章　いじめの防止等の基本的な考え方**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　いじめの防止等に関する基本的理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　いじめ防止基本方針策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　いじめの防止と早期発見、対応について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

**第２章　いじめの防止等に向けた取組**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１　市における取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　学校における取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　保護者、地域における取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

**第３章　いじめへの対処に関する方針**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１　市における取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

２　学校における取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

**第４章　重大事態への対処**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１　重大事態の発生と調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

２　重大事態の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

３　調査の趣旨及び調査主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

４　調査を行うための組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

５　事実関係を明確にするための調査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

６　調査結果の提供及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

７　再調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

８　再調査の結果を踏まえた措置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

**第５章　いじめ防止基本方針の見直し**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

１　いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

**はじめに**

　いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、いじめの中には犯罪行為として取り扱われるものもある。

　いじめの問題の対応は、行政、学校、保護者、地域及び関係機関等が一丸となって組織的に対応することが肝要であり、これまでも、様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景とした児童生徒の生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生している。

　そのような中、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号以下「法」という。）が平成２５年６月２８日に公布され、同年９月２８日に施行された。さらに、同年１０月１１日には、法第１１条第１項の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

　本市では、これまで、教育の基本理念を「豊かな人間性の育成」とし、その実現に向けた児童生徒の育成のため、いじめの根絶を目指した様々な取組を進めている。学校においては、人権を尊重する教育を推進し、特に、いじめは、「どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こりうるもの」との認識に立ち、全校で重点週間を設ける等の取組を行ってきた。また、教育研究所では、いじめに関する相談対応や、生徒指導カウンセラーによる学校訪問を実施し、学校におけるいじめの防止等の取組を支援してきた。

　しかしながら、本市においてもいじめ問題は発生していることから、いじめ根絶の早期実現のため、行政、学校、保護者、地域及び関係機関等の更なる連携の強化が必要であると考える。

　この「入間市いじめ防止基本方針」は、今までの取組とこれまでに発生した様々ないじめ事件の反省を生かし、国、県の基本方針を参酌し、①いじめの防止、②いじめの早期発見、③いじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

**第１章　いじめの防止等の基本的な考え方**

**１　いじめの定義**

　　　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条より）

|  |
| --- |
| 【いじめの態様】1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省） |

**２　いじめの防止等に関する基本的理念**

　　　全ての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

　　　子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

　　　そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

1. いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な問題である。このため学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されないこと」、「悪ふざけでも行為によっては犯罪となること」を理解させ、お互いの人格を尊重し合える思いやりのある人間関係を構築し、いじめの防止を推進していく。
2. いじめの早期発見に努め、ささいな兆候があっても軽視することなく、積極的にいじめを認知することが重要である。
3. 市民がそれぞれの役割を自覚し、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、学校、家庭及び地域と連携した対策を推進する。
4. いじめを防止するには、特定の児童生徒だけの問題とせず、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や傍観者の存在にも注意を払い、広く集団全体で考える必要がある。

【いじめと集団の構造】

　　　　　　いじめを受け　　　　　いじめている　周りではやし立て　見て見ぬふり

　　　　　　ている児童生徒　　　　児童生徒　　　る児童生徒　　　　をする児童生徒

　　　　　　（被害者）　　　　　　　（加害者）　　（観　衆）　　　（傍観者）

**３　いじめ防止基本方針策定の目的**

　　「入間市いじめ防止基本方針」は、前述の基本的理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し主体的かつ相互に協力しながら、広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

**４　いじめの防止と早期発見、対応について**

1. 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と、家庭や地域との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、家庭や地域と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
2. 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、いじめがあることが確認された場合は、組織的な対応を可能とするような体制整備を進める。

　　 　また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を進める。

1. いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児

　童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十

分な効果を挙げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機

関等）と適切に連携を図り対応していく。

**第２章　いじめの防止等に向けた取組**

　市は、児童生徒のいじめを防止するために、いじめの防止等に関する基本的理念を浸透させ、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、①市における取組、②学校における取組、③保護者、地域における取組の三つの取組を通して市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たしていく。

**１　市における取組**

1. 入間市いじめ問題対策連絡協議会の設置

　　　市は、法第１４条第１項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市長部局、教育委員会、学校、ＰＴＡ連合会、民生委員・児童委員協議会、保護司会、児童相談所、警察等の関係者で構成される「入間市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

⑵入間市いじめ問題調査審議会の設置

　　　市は、法第１４条第３項に基づき、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下に、「入間市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、「入間市いじめ問題調査審議会（以下「調査審議会」という。）」を設置する。

また、「調査審議会」は、法第２８条第１項の重大事態が発生した場合の調査機関としての機能を持たせるため、構成員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理･福祉の専門家等とする。

⑶　市が実施する施策

　①いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度についての広報や啓発

②いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備

③学校教育の支援

・安定した教育秩序を形成･維持するための活動支援

　・特別活動、道徳教育、人権教育、生徒指導、部活動等の充実支援

　　　・確かな学力を身につけさせる取組の支援

　　　・いじめを防止することの重要性を理解させ、児童生徒のいじめの防止等のための自主的・自発的な活動支援

　　　・「学校いじめ防止基本方針」の策定、「いじめ防止推進委員会」の設置の支援

④図書館と学校との連携強化による読書活動の充実

⑤生涯学習課、公民館、児童センター等の事業に児童生徒の積極的な参加の支援

⑥インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

⑦いじめの防止等に取り組む強化週間を各学期末に２週間設定し、いじめを早期に発見するための定期的調査等の実施を支援

⑧いじめの防止等に関する教職員の研修の充実

⑨重大事態への適切な対処（第４重大事態への対処参照）

⑩未就学児の子育て･教育支援を充実（いじめによる悩みに対する相談活動の体制整備）

**２　学校における取組**

1. 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめの防止等に取り組む。
2. 校長は、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」定め、年間を通じた総合的ないじめの防止等のためのカリキュラムに取り組み、いじめの防止等に向けた取組の一層の充実を図る。
3. いじめの防止等の対策を組織的に行う中核として「いじめ防止推進委員会」を置く。構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、保健主事等の中から学校の実情により充てることとし、事案の内容によっては、学級担任や部活動顧問等の関係する教職員を加えるなど柔軟に対応する。また、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家に参加を依頼するなど、いじめの防止等に関する取組が実効的に行われるよう工夫する。
4. 「いじめ防止推進委員会」に、いじめの問題を中心となって担当する教諭を置き、校長の指示のもと、いじめの防止等の連絡、調整にあたる。
5. いじめの防止等に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心し、豊か

な学校生活が送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現に結び

つくことから、積極的にいじめの防止等に努める。そのためにも児童生徒と向き合え　る時間を少しでも多く確保するため、校務の効率化を進める。

1. 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、その上で「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。
2. 児童生徒自らが、いじめの問題性に気付き、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取組を推進する。
3. インターネット、携帯電話等を通じて行われるいじめを防止するために効果的な啓発活動を行う。
4. いじめの防止等の校内研修を企画･実施する。
5. いじめられても抵抗できず我慢したり、いじめに遭遇しても抑止できなかったりする児童生徒が多いことに鑑み、関係機関と連携を図り、確固とした自分の考えを主張できる児童生徒を育成するために授業改善などを通した取組を推進する。
6. いじめの防止等は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はあってはならないという認識のもと、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童生徒の指導にあたる。

**３　保護者、地域における取組**

1. どの児童生徒も、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
2. いじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
3. いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、家庭だけで悩まず、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。
4. いじめは校外において行われることもあり、登下校時などをはじめ、地域の人々が児童生徒を温かく見守る取組を推進する。

**第３章　いじめへの対処に関する方針**

**１　市における取組**

1. 生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じる。
2. いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等必要な措置を速やかに講じる。
3. いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
4. いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行う。
5. 関係者、関係機関等との連携を図る。

**２　学校における取組**

1. いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
2. 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告する。
3. いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
4. いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。

⑸　いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないように配慮する。

1. いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。
2. 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

⑻　いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者･地域に報告する。

**第４章　重大事態への対処**

**１　重大事態の発生と調査**

重大事態が発生した場合は、重大事態に対処し、同種の事態発生防止に資するため、

速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

1. 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童生徒に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

　　　①児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑い

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

　　　②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

・相当の期間（年間３０日）学校を欠席することを余儀なくされた場合

・児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わ

らず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

　　　※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという相談があったときは、

その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」等と考えた

としても、重大事態が発生したものとして調査に着手する。

**２　重大事態の報告**

　　　重大事態が発生した場合、学校は、直ちに教育委員会に報告するとともに、所轄警察署に通報する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

**３　調査の趣旨及び調査主体**

　　　重大事態が発生した場合の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

　　　学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

　　　なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

**４　調査を行うための組織**

　　　学校又は教育委員会は、学校に設置した「いじめ防止推進委員会」を母体に調査組織を設置し、又は教育委員会の附属機関として設置した「調査審議会」において、重大事態に関する調査を行う。

**５　事実関係を明確にするための調査の実施**

　　　学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

　　この調査の目的は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、民事･刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応のためのものではない。

1. いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

　　　　当該児童生徒はもとより、必要に応じて、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する。

1. いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

　　　　入院や死亡等により、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査の在り方について協議し、調査に着手する。

　　　　児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、１１ページ、１２ページの平成２６年７月に改訂された文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）[概要]」を踏まえる。





**６　調査結果の提供及び報告**

1. いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

アンケート調査により得られた情報については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報提供の内容、方法、時期等について、必要な指導及び支援を行う。

1. 調査結果の報告

　　　　調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

　　　　上記⑴の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付し、教育委員会は市長に提出する。

**７　再調査**

　　　上記６⑵の報告を受けた市長は、学校が行った調査結果について、当該報告による重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

　　　再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を正確に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について説明する。

**８　再調査の結果を踏まえた措置等**

　　　教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため、①当該学校に指導主事やスクールカウンセラー等を派遣する、②心理や福祉の専門家、教員経験者、警察経験者等の外部専門家を配置する等の必要な支援を行う。

　　　また、再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

　　　【いじめ防止対策推進法】

　　　第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

　　　一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

　　　二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

　　　２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査

　　　　に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等

その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

　　　３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定

　　　　による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

**第５章　いじめ防止基本方針の見直し**

**１　いじめ防止基本方針の見直し**

市は、「入間市いじめ防止基本方針」を必要に応じて見直していくが、当該基本方針の策定から概ね３年の経過を目途として、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案し、「入間市いじめ防止基本方針」の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。